

保証書のご説明

1. 保証の内容

この保証は、保証書に記載のお客様に対して、ダイハツ工業株式会社（以下ダイハツといいます）の出荷時に保証書に記載の自動車に組み付けられている部品（タイヤ、チューブ、バッテリーを除く）に、材料上または製造上の不具合が発生した場合、保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理すること（以下、この無料修理を保証修理といいます）をお約束するものです。

保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。

なお、この際に取り外した不具合部品は、ダイハツの所有となります。

補足 説明

タイヤ、チューブ、バッテリーについては、自動車の組付け上の不具合に限り、保証書に基づき保証修理しますが、タイヤ、チューブ、バッテリー本体の不具合およびそれに起因する自動車本体の不具合は、保証書に基づく保証修理の対象外となりますので予めご承知おきください。タイヤ、チューブ、バッテリーは、それぞれの専門メーカーの保証になります。

詳細はダイハツ販売会社にお尋ねください。

ダイハツの出荷後に、ダイハツ以外の者が装着・架装した部品・架装物（例：ダイハツ販売会社が装着した部品）の不具合およびそれに起因する自動車本体の不具合は、保証書に基づく保証修理の対象外となります。なお、ダイハツ販売会社が装着した部品の中には保証書とは別の保証書または保証基準により保証されるものがありますので、詳細はダイハツ販売会社にお尋ねください。

保証修理の方法は、保証修理を行なうダイハツ販売会社またはダイハツが認めたサービス工場が相当と判断した方法で行います。

保証修理にあたり、修理の内容によっては時間を要する場合がございます。ご承知おきいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

保証書のご説明

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、お買い上げいただいたダイハツ販売会社またはダイハツが認めたサービス工場へ、自動車をお持ちいただき、保証書およびメンテナンスノートをご提示のうえ、保証修理をお申し付けください。

保証書およびメンテナンスノートを提示されないときは、保証修理をお受けいたしかねます。

補足 説明

保証修理は、お買い上げになったダイハツ販売会社だけでなく、全国の「ダイハツ販売会社」および「ダイハツが認めたサービス工場」で受付いたします。転居された場合等でも、お気軽にご相談ください。

保証書のご説明

3. 保証期間

保証修理を受けられる期間（以下、保証期間といいます）は次のとおりです。

	対 象	保 証 期 間
一般保証	下記を除く全部品 ●特別保証部品(P.18参照) ●特定保証部品 ●別扱いの保証部品 ●消耗部品および油脂類 (消耗部品・油脂類一覧P.19参照)	新車を登録した日から 3年間 とします。 ただし、その期間内でも走行距離が 60,000km までとします。
特別保証	下記のうちダイハツが指定した部品(P.18参照) ●エンジン機構 ●動力伝達機構 ●ステアリング機構 ●前後アクスル機構 ●排出ガス浄化機構 ●電子制御機構 ●乗員保護機構	新車を登録した日から 5年間 とします。 ただし、その期間内でも走行距離が 100,000km までとします。
特定保証	●特殊架装車のうち、個別の仕様を施した車両の専用部品※	新車を登録した日から 1年間 とします。 ただし、その期間内でも走行距離が 20,000km までとします。
ボデー塗装・錆保証	ボデー外板塗装 ボデー外板表面錆 *傷、へこみ等による錆は除く	新車を登録した日から 3年間 とします。 *走行距離による制限なし
	ボデー外板の穴あき錆 *傷、へこみ等による錆は除く	新車を登録した日から 5年間 とします。 *走行距離による制限なし
別扱いの保証	次に示す部品につきましては、保証書とは別にそれぞれの専門メーカーの保証となりますので、ダイハツ販売会社へご相談ください。 ●タイヤ、チューブ ●バッテリー ●販売会社で取り付けた部品(ラジオ、ステレオ、エアコン等)	

※福祉車両(フレンドシップシリーズ)、一般特装車両(特装車シリーズのカタログ掲載車種等)の専用部品は一般保証となります。
詳細はダイハツ販売会社にお尋ねください。

保証書のご説明

構内使用車等の登録をしない自動車については、「納車した日」を「登録した日」とします。

保証修理時に交換部品として新たに自動車に装着した部品も、保証書に基づく保証の対象となりますが、その保証期間は前表の区分に従い、当初の保証期間満了までとします。

補足 説明

保証修理の対象部品や対象となる機構は前表に記載した内容です。

ただし、これらは定期的な点検や保守・整備が適切に行なわれることを前提としておりますので、メンテナンスノートに従い確実なメンテナンスをお願いいたします。

ボデー外板の表面に発生する錆現象は保証の対象ですが、取扱説明書に従ったお手入れを実施いただくことが前提です。

穴あき錆とは、塗装の下の鋼板部分より発生し進行した錆によるボデー外板の穴あき現象をいいます。

お客様が使用過程で塗装を傷つけたことから生じた錆は、錆保証の対象外ですので予めご承知おきください。（「5. 保証しない事項」をご参照ください。）

保証書のご説明

4. お客様にお守りいただく事項

お客様のお車が、メンテナンスノートに示す点検整備がなされ、取扱説明書等に示した正しい使用、お手入れがなされた自動車である場合に、保証いたします。従いまして、次の事項を必ずお守りいただくようお願いいたします。

守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますので、ご承知おきください。

- ① 取扱説明書等に示す取扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- ② 日常点検の実施。
- ③ 法令およびダイハツが指定する定期点検整備の実施。
- ④ メンテナンスノートおよび取扱説明書に示す定期交換部品の指定どおりの交換。
- ⑤ 点検整備の実施を記録したメンテナンスノートまたはその他の定期点検記録簿の保持。

保証書のご説明

5. 保証しない事項

(1) 次に示すものに起因する不具合は、保証修理いたしません。

① 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。

補足
説明

日常のメンテナンスの中での勘違いや間違い（オイルと水の間違い等）および整備上の不備や間違いで発生した不具合については、保証修理の扱いにはなりません。

② 法令に違反する改造およびダイハツが認めていない自動車の改造に起因する不具合。

補足
説明

法令に違反する改造はもちろんのこと、ダイハツ以外の者が実施した改造、補修が原因で発生した自動車本体の不具合は、保証修理いたしません。

③ 適切なダイハツ純正部品およびダイハツが指定する油脂類（オイル、不凍液等）以外の使用に起因する不具合。

補足
説明

自動車の品質は、あらかじめ決められた消耗部品や油脂類等の適切な使用のもとで保証しています。

したがって、ダイハツ純正の消耗部品・定期交換部品以外のものを使用したり、ダイハツ純正であっても当該自動車用でないものを使用した場合、またメンテナンスノートで指定する油脂類以外のものを使用した場合は、本来の性能を発揮できなくなったり、耐久性を損なったりすることがあります。

これらの使用が原因で発生した不具合は、保証修理はいたしかねます。

保証書のご説明

- ④取扱説明書等に示す取扱い方法と異なる使用および仕様の限度を超える使用（積載量、乗車定員、エンジン回転、走行速度等）に起因する不具合。

補足説明

この保証は取扱説明書等に示す使用方法の範囲で使用された場合の品質を保証するものです。したがって、取扱説明書等に明記されている使用方法と異なる使用による場合、例えば

- 最大積載量を超える積荷をしたことにより、サスペンション、スプリング等に生じた不具合。
 - 高速道路を走行中、急激なシフトダウンによりエンジン回転が許容の範囲を超えてしまったために、エンジンに生じた不具合。
- 等については、保証の扱いはできません。

- ⑤不適切な保管等

補足説明

一般的に車両の保管に適さない場所（例えば、波がかかるような海岸辺り等）に長期保管されたことが原因の不具合は、保証の扱いにはなりません。

- ⑥レース、ラリー等による酷使あるいは一般に自動車が走行しない場所での使用。

補足説明

レースやラリー、あるいは一般に自動車が走行しないような荒地等での過酷な使用により生じた不具合は、保証の扱いにはなりません。

- ⑦前記「4. お客様にお守りいただく事項」が守られていなかった場合。

保証書のご説明

(2) 次に示す現象・不具合は保証修理いたしません。

① 通常の使用損耗あるいは、経年変化により発生した不具合。

【 消耗部品、油脂類の消耗・劣化等。内外装品、樹脂部品、
塗装面、メッキ面の自然退色・劣化等 】

補足
説明

自動車の部品の中には、走行や作動を繰り返すことで、徐々に損耗していくものがあります。

例えば、その部品自体が損耗しながら機能を果たしている部品（消耗部品）としては、ブレーキパッドが挙げられ、エンジンオイルや冷却水は自動車の使用により確実に劣化していく特性を持っています。

(P.19 消耗部品・油脂類一覧参照)

また作動しない部分でも、ボデーの塗装面やメッキ面、内装部品の表面はツヤが徐々に無くなったり、色の鮮やかさが失われたり等、時間の経過とともに、状態が変化していきます。

これら走行や作動の繰り返しや時間の経過により、自然に発生する通常の損耗や消耗は、保証修理にはなりません。

② 一般に機能上影響のない感覚的な現象。

(音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリング等)

補足
説明

自動車は動く機械です。使用中には少なからず音や振動が発生します。

音や振動の中には、車の状態が異常なため発生するものもありますが、正常な作動の過程で生じる機能上異常のないものもあります。

例えば、ブレーキを踏んだ時に発生する音でも、摩擦面の状態により発生する機能上問題のない音（これを一般にブレーキ鳴きといいます）や、ブレーキパッドの摩耗を知らせる音（パッド摩耗限界を知らせる音）があります。

またオイルのにじみも、潤滑上のなじみ現象のような、それ以上進行しない（例：駐車場所にオイルの滴下がない）正常範囲のにじみもあります。

これら機能上問題のない現象は、保証修理にはなりません。

機能上問題がない現象かどうかについては、お気軽にダイハツ販売会社またはダイハツが認めたサービス工場にご相談ください。

保証書のご説明

- ③通常
の注意
で発見・
処置でき
たにもか
かわらず
、放置し
たことに
よ
り拡大し
た不具合
。

補足 説明

例えば、警告灯の点灯により自動車に異常が発生したことを確認できていたにもかかわらず、これを無視し速やかな処置を怠ったために拡大した部分は、保証修理に該当いたしません。

(警告灯の点灯につきましては、取扱説明書をご覧ください)

- ④台風、水害、地震等の天災ならびに事故、火災に起因する不具合。

- ⑤煤煙、薬品、鳥糞、塩害、降灰、酸性雨、鉄粉、飛石等の外部要因に起因する不具合。

補足 説明

走行中の飛び石等によるガラスやボデーの傷付き、酸性雨によるボデー塗装面の雨染み、凍結防止剤による車体、部品の腐食等、外部要因に起因する不具合は、保証いたしません。

取扱説明書の「車のお手入れ」をご参照ください。

保証書のご説明

(3) 次に示すものの費用は負担いたしません。

①消耗部品および油脂類の交換・補充費用。

**補足
説明**

消耗部品および油脂類は、保証期間にかかわらず自動車の使用過程で確実に消耗、劣化していき、徐々にその機能を果たさなくなっていくます。

この当然の消耗や劣化のために生じる交換や補充は、保証修理に該当いたしません。この費用はお客さまのご負担となります。

(P.19 消耗部品・油脂類一覧参照)

②次に示すものの調整費用。

ブレーキ、クラッチ、ベルト、エンジン一般、タイヤバランス等これに類するもの。

③法令およびダイハツが指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。

**補足
説明**

自動車を安全にご使用し続けていただくためには、「部品に劣化や損傷がないか？」を定期的に点検し、必要な整備をタイミングよく実施することが必要です。

これを適切に実施することは法令にも定められており、自動車を使用するお客様の義務でもあります。また、その結果として自動車の寿命を延ばし、安心してご使用いただけることにつながります。

これらの定期点検整備および定期交換部品の費用はお客さまのご負担となります。

④次に示す装置の点検・清掃費用。

フューエル系統、冷却系統、ブレーキ系統等これに類するもの。

⑤保証書に示す条件以外の費用、補償等。

(電話代、けん引代、レンタカー代、積荷補償、宿泊代、交通費、休業補償、営業損失補償等)

**補足
説明**

万一、保証修理に相当する不具合が生じ、その不具合により自動車を使用できない期間の不便さを補うために生じた費用や営業機会の損失等の費用は保証修理の範囲外となります。

保証書のご説明

- ⑥ダイハツ販売会社およびダイハツが認めたサービス工場以外での修理費用。

補足説明

保証期間内で保証修理に該当と思われる不具合修理についても、ダイハツ販売会社およびダイハツが認めたサービス工場以外で修理された場合には、その費用を負担いたしません。

6. 保証の発効

この保証は、保証書に記載の自動車を販売したダイハツ販売会社が、保証書にお客様の氏名、お客様の住所、自動車の登録番号、登録日、販売会社名等の必要事項を記入捺印することにより、有効となります。

補足説明

必要事項の記入なきものや偽りの記入がある場合、保証書は無効となります。

7. 保証の失効

この保証は、前記3. に示す保証期間が満了した時に効力を失うものとします。また、保証期間内であっても自動車の譲渡等により、保証書に記載のお客様が、保証書に記載の自動車の使用者でなくなった時、または保証書に記載の自動車が日本国外へ持ち出された時にも、効力を失うものとします。

補足説明

この自動車が日本国外へ持ち出された場合は、その時点で保証が打ち切りになります。

保証書のご説明

8. 保証の継承

保証期間内にある自動車を購入されたお客様は、ただちに最寄りのダイハツ販売会社へ自動車とメンテナンスノート（保証書含む）をお持ちになり、有料点検整備と保証書の継承手続きをお受けください。これにより、残りの期間を保証いたします。

補足 説明

この保証は、保証書にお名前が記載されたお客様に対して効力を有するものですので、保証期間が残っていても使用者が変更になった場合、そのままでは保証修理はいたしません。新たに自動車を使用されるお客様が保証を受けるためには、残りの保証期間についての新たな保証の手続きが必要であり、これが保証の継承手続きです。保証書およびメンテナンスノートが無い場合は、保証の継承はできません。

保証の継承手続きの際には、ダイハツ販売会社で必要な点検を受けていただきます。これは、その車が保証可能な自動車かどうか（大きなダメージを受けていないか等）の確認をさせていただくもので、自家用乗用車等の12か月点検相当（有料）の内容となります。この点検の結果、整備・修理が必要な場合の整備・修理費用は保証修理とならないためお客様のご負担となります。

この点検の結果により保証の継承をお断りする場合があります。

保証書のご説明

9. 保証書の再発行

保証書を紛失または破損した場合で、保証書の発行をお受けになったお客様（または、保証の継承手続きをお受けになったお客様）からの、お申し出のある場合に限り、再発行いたします。

発行をお受けになったお客様であることを確認したうえで、お車が保証期間内であれば保証書を再発行（有料）いたしますので、お買い上げいただいたダイハツ販売会社（または、保証の継承手続きを行なったダイハツ販売会社）へお申し出ください。

ただし、保証書の再発行をお申し出いただいたお客様が、保証書の発行（または、保証の継承）をお受けになったお客様であることが確認できない場合、あるいは、もともと保証書が発行されていなかった場合、お車の履歴が不明な場合などは、保証書の再発行はいたしません。

10. その他

保証書は、本書に明示した保証期間と条件のもとに無料修理をお約束するものです。従って、保証期間経過後に発生した不具合の修理は原則として有料です。ただし、その不具合が使用損耗あるいは経年変化によるものでなく、その全部または一部が供給者側の責任に起因する場合は、保証書に明示した条件のもとに、その責任の度合いに応じて適正な費用負担で修理いたしますので、ダイハツ販売会社にご相談ください。